

北海道科学大学短期大学部再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第24条第3項に基づき、再入学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 再入学とは、本学を退学し、5年以内に同一学科の相当学年次に入学することをいう。

(入学時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに短期大学部事務課へ提出しなければならない。

- (1) 再入学志願書（本学指定）
- (2) 健康診断書（本学指定、学籍を離れてから6か月以内は不要）
- (3) 単位修得証明書

(入学選考)

第5条 再入学を志願する者については、書類審査及び面接のうえ、教授会の議を経て、選考を行う。ただし、必要に応じて、特定の科目について学力試験を行うことがある。

(入学手続)

第6条 選考の結果、合格通知を受けた者は、所定の期日までに本学指定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学科は学則別表第2に定める入学金は、これを免除する。
- 3 学費は、再入学年次のものを適用する。

(入学許可)

第7条 入学手続を完了した者へは、再入学許可書を交付する。

(単位認定及び在学年数)

第8条 再入学者の既修得単位及び在学年数の取り扱いは、教授会の議を経て、これを決定する。

(雑則)

第9条 再入学者については、原則として許可学年次の諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年3月7日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成4年11月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。